別記様式第１号

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

令和元年１２月２５日作成

法　令　等　名	大阪府金属くず営業条例
根　拠　条　項	第３条
処 分 の 概 要	金属くず業の許可
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	大阪府金属くず営業条例　第４条（許可の基準） 第１１条（管理者） 大阪府金属くず営業条例施行規則　第３条第１号（公安委員会に対する手続） 第４条（申請書の様式等）
審　査　基　準	許可を受けようとする者が大阪府金属くず営業条例第４条各号の欠格要件に該当せず、かつ、管理者が同第１１条各号の欠格要件に該当しない場合には、許可するものとする。
標 準 処 理 期 間	４０日
申　請　先	営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
問 い 合 わ せ 先	営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
備　考	